

# 介護保険法施行法（あらまし）

平成9年12月17日

平成9年法律124号 厚生省

## 1 経過措置に関する事項

### （一）居宅介護サービス費等支給限度基準額等に関する経過措置

#### （1）居宅介護サービス費等支給限度基準額に関する経過措置（第一条関係）

イ 市町村及び特別区（以下単に「市町村」という。）は、当該市町村が行う介護保険の保険給付に係る居宅サービス等の必要量の見込み、当該居宅サービス等を提供する体制の確保の状況等を考慮して特に必要と認める場合においては、政令で定める日までの間は、介護保険法に規定する法定居宅給付支給限度基準額に代えて、それぞれの額を下回る額を、当該市町村における経過的居宅給付支給限度基準額とすることができることとした。

ロ イの政令で定める日を指定するに当たっては、介護保険法の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過した日以後の日で、経過的居宅給付支給限度基準額を定める市町村の市町村介護保険事業計画及びその市町村を区域内に含む都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画の達成状況等を考慮して、法定居宅給付支給限度基準額に基づく介護給付等を円滑に行うことができると認められる日を選定することとした。

#### （2）市町村、都道府県及び国の措置等（第三条

関係）

イ（1）のロの市町村は、市町村介護保険事業計画に定められた方策その他の介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に必要な措置を講ずるよう努めることとした。

ロ 都道府県は、（1）のロの市町村に対して都道府県介護保険事業支援計画に基づきその支援に必要な施策を実施するよう努めることとした。

ハ 国は、（1）のロの市町村及び都道府県に対し、イ及びロに規定する措置等に関し必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めることとした。

### （二）指定居宅サービス事業者に関する経過措置（第四条等関係）

介護保険法の施行の際現に改正前の老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業者であるものについて、介護保険法の居宅サービスに係る指定があったものとみなす等所要の経過措置を設けることとした。

### （三）介護保険施設に関する経過措置

#### （1）指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に関する経過措置（第七条等関係）

介護保険法の施行の際現に存する特別養護老人ホーム、老人保健施設のそれぞれについて、介護保険法の介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の許可がそれぞれあったものとみなす等所要の経過措置を設けることと

した。

(2) 介護療養型医療施設に関する経過措置（第一条関係）

介護療養型医療施設については、施行日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定める病院をも対象とすることとした。

(四) 適用除外に関する経過措置（第一一条関係）

当分の間、身体障害者福祉法の規定により身体障害者療養施設に入所している者その他特別の理由がある着で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としないうこととした。

(五) 特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置（第一三条関係）

施行日において特別養護老人ホームに入所している改正前の老人福祉法の措置に係る者については、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホームに入所している間は、当該措置をとった市町村が行う介護保険の被保険者とするともに、施行日から起算して五年間に限り、施設介護サービス費を支給することとした。

(六) 施行のために必要な準備（第一四条等関係）

(1) 厚生大臣は、介護保険法に基づく制度に関する重要事項等を定めようとするときは、施行日前において介護保険法に規定する政令で定める審議会に諮問等を行うことができることとした。

(2) 施行日の属する年度における保険料の特別徴収について、所要の事前準備規定を設けることとした。

(3) (1) 及び(2) に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、要介護認定の手續等の行為は、施行日前において行うことができることとした。

2 関係法律の一部改正に関する事項

(一) 老人福祉法の一部改正（第二条等関係）

(1) 事業及び施設に関する事項

イ 老人居宅生活支援事業及び特別養護老人ホームに係る規定を整理することとした。

ロ 痴呆対応型老人共同生活援助事業（痴呆

性老人向けグループホーム）を老人居宅生活支援事業に位置付けることとした。

(2) 福祉の措置に関する事項

イ 市町村は、介護保険の対象となるサービス等の連携、調整を図るなど、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めることとした。

ロ 要介護老人がやむを得ない事由により介護保険法に規定するサービスを利用することが著しく困難であると認めるときは、市町村は、居宅における介護、特別養護老人ホームへの入所の措置を採ることとした。

(3) 老人福祉計画に関する事項

市町村及び都道府県の老人福祉計画に関する規定を介護保険法の内容に沿って整理することとした。

(4) 費用に関する事項

(2) のロの措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において費用を支弁することを要しないこととした。

(二) 老人保健法の一部改正（第二四条等関係）

(1) 指定老人訪問者護事業者、老人保健施設及び老人保健施設療養費に関する規定を整理することとした。

(2) 介護保険の給付と老人保健法に基づく医療給付の調整に関する規定を置くこととした。

(3) 市町村及び都道府県の老人保健計画に関する規定を介護保険法の内容に沿って整理することとした。

(三) 健康保険法の一部改正（第二九条等関係）

(1) 保険料の徴収目的として介護納付金の納付に要する費用を加え、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険の第二号被保険者である被保険者について賦課することとした。

(2) 保険料額は、次の区分に従い、それぞれに規定する額とすることとした。

イ 介護保険法の第二号被保険者である被保険者 一般保険料額（被保険者の標準報酬月額に一般保険料率を乗じて得た額）と介護保険料額（被保険者の標準報酬月額に介

護保険料率を乗じて得た額)との合算額

ロ イ以外の被保険者 一般保険料額

(3) 政府管掌健康保険に係る介護納付金の納付に要する費用について、国庫補助の対象とすることとした。

(4) (二)の(2)と同様に、介護保険の給付と健康保険の給付の調整に関する規定を置くこととした。

(四) 船員保険法の一部改正(第三三条等関係)  
健康保険法の改正に準じた改正を行うこととした。

(五) 国民健康保険法の一部改正(第三六条等関係)

(1) 保険料等に関する事項

イ 保険料の徴収目的として介護納付金の納付に要する費用を加え、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介

護保険の第二号被保険者である被保険者について賦課することとした。

ロ 介護納付金の納付に要する費用について、国庫負担等の対象とすることとした。

ハ 保険料を滞納している世帯主等に対する措置を強化することとした。

(2) (二)の(2)と同様に、介護保険の給付と国民健康保険の給付の調整に関する規定を置くこととした。

(六) 生活保護法の一部改正(第五四条等関係)  
保護の種類として介護扶助を創設し、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者及び要支援者に対し、介護扶助を行うこととした。

3 この法律は、一部の規定を除き介護保険法の施行の日から施行することとした。